

令和 5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：飯能市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8 %
全職員	80.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.3 %
本庁課長相当職	94.9 %
本庁課長補佐相当職	97.9 %
本庁係長相当職	95.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.5 %
31～35年	88.0 %
26～30年	89.5 %
21～25年	89.5 %
16～20年	89.1 %
11～15年	88.6 %
6～10年	89.6 %
1～5年	87.3 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員

1全職員に係る情報、2「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報の男女の給与の差異について、扶養手当など手当の受給では男性職員の受給割合が高く、支給額が多い傾向にある。

任期の定めのない常勤職員以外の職員

保育士など勤務年数の長い女性の会計年度任用職員が多いため、支給額が多く男女差異の割合が100に近くなっている。また、全職員では、常勤職員よりも相対的に会計年度任用職員の給与単価が低いことから割合が低くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。